

2019年（令和元年）11月22日

法務大臣 森 まさこ 殿

日本弁護士連合会

会長 菊地 裕太郎

日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を求める要請書

## 第1 要請の趣旨

- 1 国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS会議）が開催される2020年までに死刑制度を廃止する立法措置を講じること。
- 2 死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑の執行を停止すること。

## 第2 要請の理由

### 1 日本における死刑執行の現状と国際機関からの勧告

現在、日本には111名の死刑確定者（再審係争中の者を含む。本年8月2日法務大臣臨時記者会見による）があり、毎年、死刑判決が言い渡され死刑の執行が繰り返されている。2018年には合計15名、本年8月2日にも2名の死刑が執行された。

こうした現状の中、国連自由権規約委員会や国連拷問禁止委員会等の国際機関から、国際人権（自由権）規約第6条（生命の権利）、第7条（非人道的な刑罰の禁止）、第14条（公正な裁判の保障）等を根拠に、次の諸点について幾度となく改善を勧告されている。

- ① 死刑の存廃に関する議論を行うための死刑執行の基準、手続、方法等死刑制度に関する情報が公開されていないこと。
- ② 死刑判決の全員一致制、死刑判決に対する自動上訴制、死刑判決を求める検察官上訴の禁止等の慎重な司法手続が保障されていないこと。
- ③ 死刑に直面している者に対し、被疑者・被告人段階、再審請求段階、執行段階のいずれにおいても十分な弁護権、防御権が保障されていないこと。

- ④ 犯行時少年だった者や心神喪失の者の死刑執行が行われないことを確実にする制度がなく、心神喪失の者が処刑されたと疑われる事例があること。
- ⑤ 死刑確定者に対して、外部交通の範囲が厳しく限定されていること。
- ⑥ 死刑確定者の処遇が独房で行われ、他の被拘禁者との接触が断たれているために心身の健康を害する例が多いこと。
- ⑦ 死刑執行の告知が当日の朝になされること。

しかし、日本では、今日までこれらの勧告に対して見るべき改善はなされていない。

一方、2018年12月、超党派の国会議員が「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」を発足させ、死刑制度の存置派も含めて死刑制度の在り方を含め広く議論をすることとなり、新しい動きも見られるところである。

## 2 当連合会の活動

- (1) 当連合会は、2011年10月7日、香川県高松市における第54回人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑制度についての全社会的議論を呼びかける宣言」（以下「高松宣言」という。）を採択した。

この高松宣言は、死刑が、かけがえのない生命を奪う非人道的な刑罰であることに加え、罪を犯した人の更生と社会復帰の観点から見たとき、更生し社会復帰する可能性を完全に奪うという問題点を内包していることや、裁判は常に誤判の危険をはらんでおり、死刑判決が誤判であった場合にこれが執行されてしまうと取り返しがつかないこと等を理由として、死刑のない社会が望ましいことを見据え、死刑廃止についての全社会的議論を直ちに開始することを呼び掛ける必要があるとした。

- (2) そして、当連合会は、2016年10月7日、福井市で開かれた第59回人権擁護大会で、「2020年までに死刑制度の廃止を目指し、終身刑の導入を検討する」とする「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、初めて、死刑制度の廃止を明確に打ち出した。

- (3) その後、当連合会は、2019年10月15日付けで「死刑制度の廃止並びにこれに伴う代替刑の導入及び減刑手続制度の創設に関する基本方針」を策定し、死刑の代替刑として仮釈放の可能性のない終身刑を新たな最高刑として導入すること、及び仮釈放の可能性のない終身刑から例外的に仮釈放の可能性のある無期刑に刑の変更を認める減刑手続制度の創設を目指すことを基本方針として公表するとともに、減刑手続制度の創設に向けて今後の検討

の参考とするために「減刑手続制度の内容に関する主な検討事項（案）」を提示した。

もつとも、日本における無期懲役刑は、仮釈放の可能性のある終身刑であるものの、多くの無期刑受刑者は受刑30年を経過しても、仮釈放の審査の機会すら保証されず、獄死している現状があるため、刑罰制度の改革とともに行刑改革も検討されなければならない。

#### (4) 犯罪被害者・遺族の支援

刑罰制度の改革と犯罪被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の支援とは別個の課題であるが、いずれも重要な課題である。全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するのであり、犯罪被害者等のための施策は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものでなければならず、国は、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し実施する責務を有する(犯罪被害者等基本法)。

したがって、犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等を取り巻く状況を踏まえ、福祉の協力を得て、精神的な支援を含めた総合的な支援が必要である。犯罪被害者の損害賠償請求の実効性の確保や犯罪被害者に対する経済的支援施策の抜本的な拡充、公費による被害者支援弁護士制度の創設、各地における性犯罪被害者のワンストップセンターの設立・整備や被害者支援条例の制定等、犯罪被害者に対する支援のために取り組むべき課題は多い(第60回人権擁護大会「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」)。これらの課題の実現のために犯罪被害者支援活動を一層拡充していくことが必要である。

### 3 なぜ死刑制度を廃止しなければならないのか

死刑は、生命を剥奪するという刑罰であり、国家による重大かつ深刻な人権侵害であることに目を向けるべきである。刑事司法制度は人の作ったものであり、その運用も人が行う以上、誤判・えん罪の可能性そのものを否定することは誰にもできないはずである。

死刑は、生命という全ての利益の帰属主体そのものの存在を滅却するのであるから、一度執行されれば取り返しがつかない点で、他の刑罰とは本質的に異なるものである。そして、死刑は、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪う刑罰である。私たちが目指すべき社会は、罪を犯した人も最終的に

は受け入れる寛容な社会であり、全ての人が尊厳をもって共生できる社会である。

#### 4 国際社会における死刑制度廃止への動き

アムネスティ・インターナショナルによると、2018年12月末日現在、全ての犯罪に対して死刑を廃止している国は106か国、通常犯罪について死刑を廃止している国は8か国、事実上死刑を廃止している国（10年以上死刑が執行されていない国）は28か国であり、法律上及び事実上の死刑廃止国は合計142か国に上り、世界の国々の3分の2以上を占めている。しかも、実際に死刑を執行した国は残りの3分の1よりも更に少なく、2018年では日本を含め20か国しかなかった。

しかも、OECD（経済協力開発機構）加盟国36か国のうち、死刑を存置しているのは、日本、米国及び韓国の3か国のみである。このうち、韓国は死刑の執行を20年以上停止している事実上の死刑廃止国である。また、アムネスティ・インターナショナルによると、米国では、50州のうち20州が死刑を廃止し、死刑を存置する30州のうち、11州は、少なくとも10年間死刑を執行しておらず、3州では州知事が死刑の執行停止を宣言している（報道によれば、カリフォルニア州知事も2019年3月に死刑執行停止を宣言している。また、2019年5月にニューハンプシャー州においても死刑が廃止されたと報じられている。）。実際に死刑を執行したのは、2018年で8州のみである。したがって、死刑を国家として統一して執行しているのは、OECD加盟国のうちでは日本だけという状況にある。

また、2018年12月には国連総会において、「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議が、121か国の圧倒的多数の賛成により採択された。同決議は、死刑制度を保持する国々に対し、死刑に直面する者の権利を保障する国際的な保障措置を尊重し、死刑が科される可能性がある犯罪の数を削減し、死刑の廃止を視野に死刑執行を停止することを要請している。

日本は、国連自由権規約委員会（1993年、1998年、2008年、2014年）、拷問禁止委員会（2007年、2013年）や人権理事会における普遍的定期的審査における審査国（2008年、2012年、2017年）から死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討するべきであるとの勧告を受け続けているにもかかわらず、死刑の執行を繰り返している。さらに日本は、2018年7月17日にEU及びEU加盟国との間で、戦略的パートナーシップ（SPA）を締結しており、その目的及び一般原則には「共通の価値及び原

則（特に、民主主義、法の支配、人権及び基本的自由）の促進に共同で貢献すること」が掲げられている。EUは死刑制度に明白に反対しており、その廃止を求めている。死刑執行を続けるならば、EU及びEU加盟国は、日本との間で人権及び基本的自由という価値や原則の共有に懸念を抱くことになりかねない。実際に、日本における死刑執行に対して執行後直ちに、EU代表部と加盟国駐日大使らの連名、ドイツ人権政策委員、駐日フランス大使等が、それぞれ死刑廃止を呼びかける声明等を公表している。

このように、死刑制度を残し、現実に死刑を執行している国は、世界の中では例外的な存在となっている。この事実は、日本の社会において広く知られているとは言えず、今後の死刑の在り方を考える上で、共通に認識されなければならない。このように、国際的な「世論」とも言うべき死刑制度廃止要請に対して、これ以上日本政府が対応しないことは、日本の国際的信用を損ない、日本の人権水準に対する重大な懸念となっている。

## 5 不十分な情報公開と世論の変化の可能性

2007年12月以降、政府は、被執行者の氏名、生年月日、犯罪事実及び執行場所を公表するようになったが、それ以外は公表していない。2010年8月には、一部の報道機関に対してのみ東京拘置所の刑場が公表されたが、以後公表はない。死刑制度に関する情報公開は極めて不十分である。2014年2月には、裁判員経験者20名から法務大臣に対して、死刑執行の停止と死刑に関する情報公開を求める要望書も提出されている。

政府は、国際機関からの死刑の執行停止を求める意見に対して、日本の死刑制度は国民世論に支持されていると説明してきた。内閣府が2014年11月に実施した世論調査で、「死刑もやむを得ない」という回答が80.3%であったこと等を根拠にするものであろう。しかし、そのうち「状況が変われば廃止」が40.5%であり、また「終身刑導入なら廃止」も全回答者の37.7%に上っている。死刑についての情報が十分に与えられ、死刑の代替刑も加味すれば、死刑存置が必ずしも国民世論の多数になるとは限らない。

日本の死刑に関する世論調査について、死刑存置賛成でも確固たる意見を持っていない人が多いこと、死刑に関する情報を与えられると死刑制度への支持に変化が見られることを実証的に明らかにした犯罪学者の佐藤舞氏の研究は、その一例である（佐藤舞，ポール・ベーコン（2015）『世論という神話 日本はなぜ、死刑を存置するのか』The Death Penalty Project）。

十分な情報を提供し、熟議すれば、国民世論も変化し得ると考えられる。そして、多くの死刑廃止国において、廃止時には存置の意見の方が多かったにもかかわらず、廃止後に徐々に世論が変化していることが指摘されている。

世論に働き掛け、これを変えるための努力は続けられなければならないが、そもそも死刑廃止は世論だけで決めるべき問題ではない。世界の死刑廃止国の多くも、犯罪者と言えども生命を奪うことは人権尊重の観点から許されない等との決意から、政治や行政機関の主導により、世論調査で廃止の意見が多数になるのを待たずに死刑廃止に踏み切ってきた。

## 6 犯罪人引渡しを受けるために

日本国内で犯罪が発生し、その被疑者が外国に出国した場合には、当該国との間で犯罪人引渡条約を締結していれば、同条約に基づき被疑者の引渡しを受けることとなる。ところが、日本は、韓国とアメリカのわずか2か国との間でのみ犯罪人引渡条約を締結しているにとどまる。その2か国以外の国に被疑者が出国した場合には、同条約に基づいて被疑者の引渡しを受けることができず、日本で裁判を実現することが困難になる。犯罪人引渡条約の締結国が少ない理由として、日本に死刑制度が存置されていることが考慮されているとの指摘がなされている。とりわけ死刑を廃止しているEU加盟国との間では今後も同条約の締結の見込みは薄い。死刑制度を廃止し、諸外国と日本との間で、犯罪人引渡条約を締結しやすくする環境を整えることも必要である。

## 7 死刑の廃止時期－2020年の国連犯罪防止刑事司法会議に向けて

国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）は、5年ごとに開催される犯罪防止及び刑事司法の分野における最大の国際会議で、司法大臣や検事総長を含む国連加盟国の政府代表に加え、国際機関、地域機関、NGO、研究機関等が参加する。2020年のコンGRESSは京都で実施されることが予定されているが、国際社会から度々、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討するべきであるとの勧告を受け続けている日本が主催国としてのリーダーシップを発揮するためには、少なくとも世界の潮流に合わせ、死刑制度を廃止することが必須である。

また、同じ年、東京ではオリンピック・パラリンピックも予定されているが、死刑は、人間の尊厳を謳った五輪憲章の精神にも反しており、日本が人権国の模範となる象徴的な年にすべきであろう。

## 8 死刑の執行停止

前述のとおり、2018年12月の国連総会において、121か国の圧倒的多数の賛成により採択された「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議は、死刑制度を保持する国々に対し、死刑の廃止を視野に死刑執行を停止することを要請している。

## 9 結語

以上のとおり、死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑の執行を停止するとともに、犯罪被害者等への支援を充実させながら、日本で国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度を廃止する立法措置を講じることを求める次第である。